

【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号 D-23-6

事業名 防災集団移転促進事業（南ノ入地区）

事業費 1,717,735 千円（国費 1,503,018 千円）

（内訳：本工事費 386,145 千円、測量設計費 18,071 千円、用地・補償費 1,313,519 千円）

事業期間 平成 24 年度～令和 2 年度

事業目的

災害危険区域の住民の居住に相当でない区域（移転促進区域）内にある住居の集団的移転を促進。応急仮設住宅等の「仮の住まい」から恒久住宅で安心して安全で健やかに暮らすことができるよう、生活再建を支援するもの。

事業地区

相馬市尾浜字南ノ入地内

事業結果

宅地、道路、下水道、集会施設、公園等の公共施設を整備。また、移転促進区域の移転元地を買取り、移転者に対し住宅建設等利子、移転費用の補助を実施した。

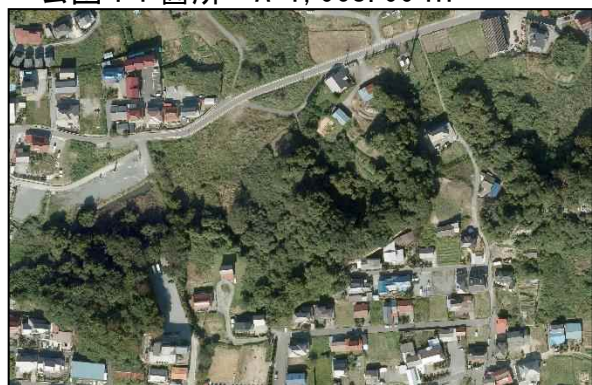
【整備概要】

住宅団地の整備（区画数）：15

団地内道路：W=6m：1,119+110m 他：L=278m

集会施設：1 棟 木造平屋 建築面積 204 m²（A=1,048.35 m²）

公園：1 箇所 A=1,068.00 m²



団地造成前(平成 22 年)



団地造成後(平成 30 年)



分譲地における住宅建築の様子平成 27 年 3 月 24 日撮影

事業の実績に関する評価

① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価

本事業により、集会施設を含む住宅団地を造成。令和 3 年 3 月時点において、91 名の被災者が分譲地に移転し、被災者の居住の安定化に寄与している。被災者の方々が、仮設住宅等の仮住まいから集団移転先の災害公営住宅や防災集団移転促進団地、アパート等に移転・入居したことで、本事業の目的を達成したと考えられる。

② コストに関する調査・分析・評価

本事業の整備戸数は、集団移転に対する被災者の入居意向調査を行った上で決定し、競争入札により事業発注をしており、コストは適切なものとする。

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

| | 当初想定した事業期間 | 実際に有した事業期間 |
|--------------|-------------------------|--|
| 測量・設計 | 平成 26 年 2 月～平成 26 年 3 月 | 平成 26 年 2 月～平成 26 年 3 月 |
| 工 事 | 平成 25 年 5 月～平成 31 年 3 月 | 平成 25 年 5 月～平成 31 年 3 月 |
| 移転促進区域 買取 | 平成 24 年 4 月～平成 28 年 3 月 | 平成 25 年 1 月～令和 2 年 3 月 (募集期間：～令和 3 年 3 月) |
| 利子助成 | 平成 24 年 4 月～平成 28 年 3 月 | 平成 26 年 2 月～平成 27 年 10 月 (募集期間：～令和 3 年 3 月) |
| 移転費用助成 | 平成 24 年 4 月～平成 28 年 3 月 | 平成 24 年 4 月～平成 29 年 11 月 (募集期間：～令和 3 年 3 月) |

被災者の移転促進区域の移転促進区域買取、及び利子助成、引越費用補助については、移転先（防集団地、災害公営住宅又はその他アパート等）に応じて D-23 事業内での事業費の割振りを行ったことから、D-23-1～8 事業で一律に募集期間を令和 3 年 3 月末として実施した。当初は、これら補助の受付期間は平成 28 年 3 月末を予定していたが、被災者の住宅再建意向の変化等により、住宅再建の状況確認・調査を複数回実施した。その結果、補助を希望する対象者が新たに現れたこと、また個別の事情等により早期移転が困難な被災者がいたことから、事業期間が延長となった。

また、移転促進区域買取においては、相続手続き等により時間を要した。

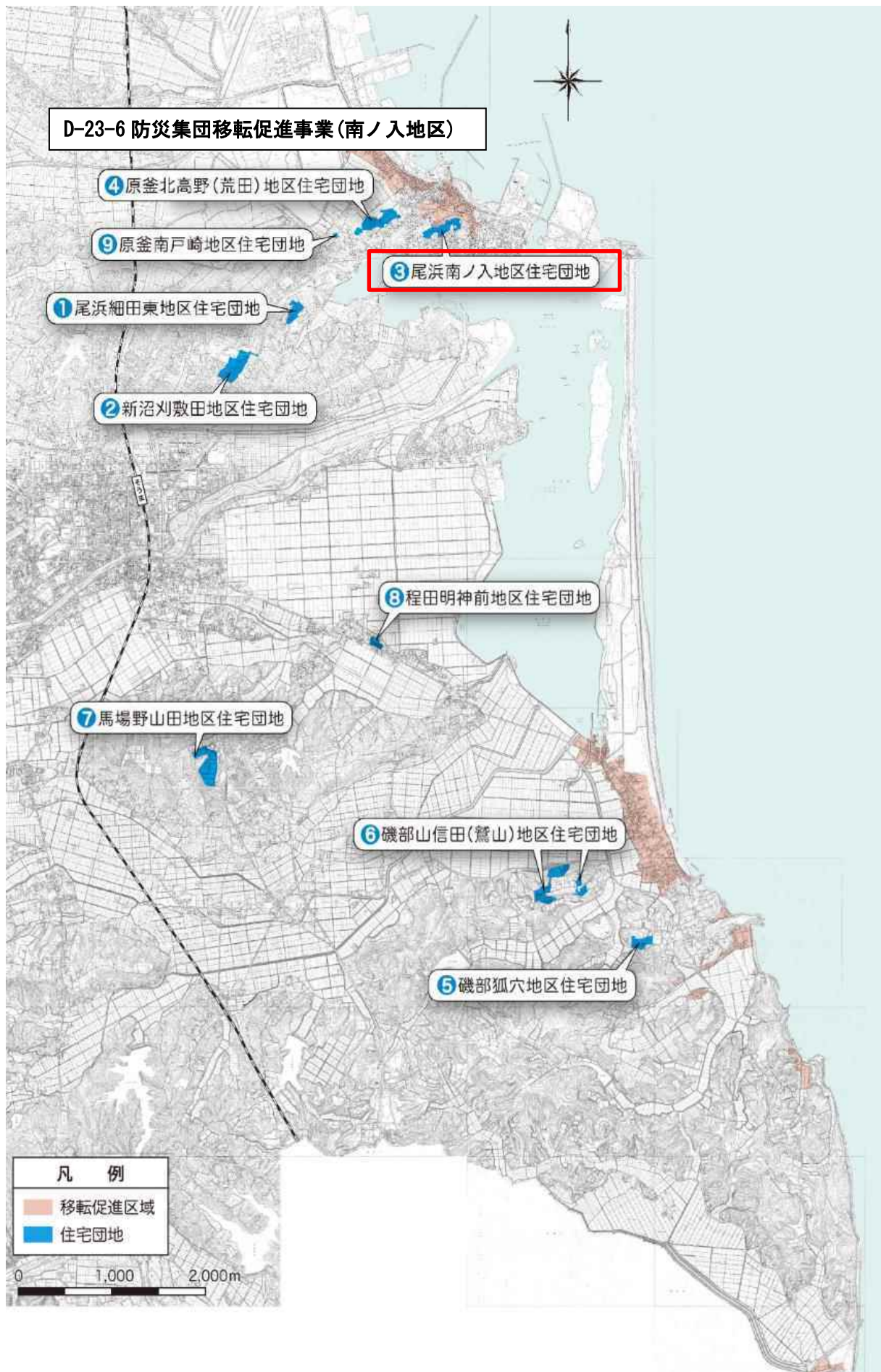
【参考：令和 2 年 12 月時点希望者 移転促進区域買取、移転費用助成：各 1 名】

上述の理由により事業全体としては時間を要したが、当該団地内に災害公営住宅整備事業で整備する公営住宅があり、用地取得・造成を一括して行い、団地全体の工期短縮に努めた。平成 26 年 8 月より住宅団地の宅地分譲を開始し、早期に被災者の恒久住宅への移転を促進できたことから、事業手法として妥当であったと考える。

事業担当部局

相馬市建設部都市整備課 電話番号：0244-37-2161

位置图



【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

| | | |
|---|-------------------|--|
| 事業番号 D-23-7 | | |
| 事業名 防災集団移転促進事業（高塚地区） | | |
| 事業費 0千円（国費 0千円） | | |
| 事業期間 平成24年度～令和2年度 | | |
| 事業目的 災害危険区域の住民の居住に適当でない区域（移転促進区域）内にある住居の集団的移転を促進。応急仮設住宅等の「仮の住まい」から恒久住宅で安心して安全で健やかに暮らすことができるよう、生活再建を支援するもの。 | | |
| 事業地区 相馬市尾浜字高塚地内外 | | |
| 事業結果 相馬市尾浜字高塚地内外へ宅地等を整備する予定であったが、被災者へ意向調査を行い検討した結果、整備は実施しないこととなった。 また、防集団地以外に移転した被災者の移転促進区域の移転元地買取り、及び引越費用補助等について、D-23事業内での事業費の割振り方法について検討した結果、宅地造成等の完了が早い事業順に事業費を負担することとなったことから、本事業での事業結果は無しとなった。 | | |
| 事業の実績に関する評価 | | |
| ① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価 前述の通り、本事業は被災者への意向調査により、宅地等の整備は実施しないこととなった。被災者の移転促進区域の移転元地買取り、及び引越費用補助等についても、結果的に他の防災集団移転促進事業で実施することができており、被災者の生活再建に寄与することができた。 | | |
| ② コストに関する調査・分析・評価 前述の通り、本事業における事業結果は無く、コストは発生していない。 | | |
| ③ 事業手法に関する調査・分析・評価 | | |
| | 当初想定した事業期間 | 実際に有した事業期間 |
| 測量・設計 | 平成25年4月～平成27年3月 | — |
| 工事 | 平成25年4月～平成28年3月 | — |
| 移転促進区域買取 | 平成24年4月～平成28年3月 | 募集期間 平成25年1月～令和3年3月 (募集終了後事業費割り振り決定) |
| 移転費用助成 | 平成24年4月～平成28年3月 | 募集期間 平成24年5月～令和3年3月 (募集終了後事業費割り振り決定) |
| <p>申請当初は被災者の多くが防集団地への移転を希望していたが、時間の経過とともに被災者のニーズが変化したことから、被災者への意向調査の結果を踏まえ、本事業での宅地等の整備は実施しないこととなった。</p> <p>移転元地買取り事業、移転費用助成事業は、宅地造成等の完了が早い事業順に事業費を負担することとしたことから、全ての事業が完了し、買取りの希望等の確認ができないうちは、事業廃止できなかった。</p> | | |

今回、全ての事業が完了し、移転等が確定した結果、当該事業での負担が発生しなかった。

結果的に他の防災集団移転促進事業でこれらの買取や移転補助を実施することができたことから、事業手法として妥当であったと考える。

事業担当部局

相馬市建設部都市整備課 電話番号：0244-37-2161

【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号 D-23-8

事業名 防災集団移転促進事業（狐穴地区）

事業費 856,245 千円（国費 749,214 千円）

（内訳：本工事費 184,950 千円、測量設計費 15,238 千円、用地・補償費 656,057 千円）

事業期間 平成 24 年度～令和 2 年度

事業目的

災害危険区域の住民の居住に適当でない区域（移転促進区域）内にある住居の集団的移転を促進。応急仮設住宅等の「仮の住まい」から恒久住宅で安心して安全で健やかに暮らすことができるよう、生活再建を支援するもの。

事業地区

相馬市磯部字狐穴地内

事業結果

宅地、道路、下水道、公園、調整池等の公共施設を整備。また、移転促進区域の移転元地を買取り、移転者に対し住宅建設等利子、移転費用の補助を実施した。

【整備概要】

住宅団地の整備（区画数）：10

団地内道路：W=6m：L=327m

公園：1箇所 A=1,239.69 m²

調整池：1箇所 A=1,527.10 m²



団地造成前(平成 22 年)



団地造成後(平成 30 年)



分譲地における住宅建築の様子
平成 27 年 3 月 24 日撮影

事業の実績に関する評価

① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価

本事業により、集会施設を含む住宅団地を造成。令和 3 年 3 月時点において、257 名の被災者が分譲地に移転し、被災者の居住の安定化に寄与している。

被災者の方々が、仮設住宅等の仮住まいから集団移転先の災害公営住宅や防災集団移転促進団地、アパート等に移転・入居したことで、本事業の目的を達成したと考えられる。

② コストに関する調査・分析・評価

本事業の整備戸数は、集団移転に対する被災者の入居意向調査を行った上で決定し、競争入札により事業発注をしており、コストは適切なものとする。

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

| | 当初想定した事業期間 | 実際に有した事業期間 |
|--------------|--------------------------|---|
| 測量・設計 | 平成 24 年 6 月～平成 25 年 3 月 | 平成 24 年 6 月～平成 25 年 11 月 |
| 工 事 | 平成 24 年 12 月～平成 27 年 8 月 | 平成 24 年 12 月～平成 27 年 9 月 |
| 移転促進区域 買取 | 平成 24 年 4 月～平成 28 年 3 月 | 平成 25 年 1 月～平成 27 年 9 月 (募集期間：～令和 3 年 3 月) |
| 利子助成 | 平成 24 年 4 月～平成 28 年 3 月 | 平成 25 年 5 月～平成 29 年 2 月 (募集期間：～令和 3 年 3 月) |
| 移転費用助成 | 平成 24 年 4 月～平成 28 年 3 月 | 平成 24 年 7 月～平成 29 年 2 月 (募集期間：～令和 3 年 3 月) |

被災者の移転促進区域の移転促進区域買取、及び利子助成、引越費用補助については、移転先（防集団地、災害公営住宅又はその他アパート等）に応じて D-23 事業内での事業費の割振りを行ったことから、D-23-1～8 事業で一律に募集期間を令和 3 年 3 月末として実施した。当初は、これら補助の受付期間は平成 28 年 3 月末を予定していたが、被災者の住宅再建意向の変化等により、住宅再建の状況確認・調査を複数回実施した。その結果、補助を希望する対象者が新たに現れたこと、また個別の事情等により早期移転が困難な被災者がいたことから、事業期間が延長となった。

また、移転促進区域買取においては、相続手続き等により時間を要した。

【参考：令和 2 年 12 月時点希望者 移転促進区域買取、移転費用助成：各 1 名】

加えて、測量・設計においては団地内道路の設計変更により時間を要したことから、当初想定した期間より 8 ヶ月程度期間が延長となった。

しかし、用地取得・造成については、当該団地内に災害公営住宅整備事業で整備する公営住宅と一括して行うことで、団地全体の工期短縮に努め、平成 26 年 3 月より住宅団地の宅地分譲を開始し、早期に被災者の恒久住宅への移転を促進できたことから、事業手法として妥当であったと考える。

事業担当部局

相馬市建設部都市整備課 電話番号：0244-37-2161

位置图



【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号 D-23-9
 事業名 防災集団移転促進事業（事業計画）

事業費 514,270千円（国費 385,703千円（内訳：測量設計費 514,270千円）

事業期間 平成24年度～令和2年度

事業目的

災害危険区域の住民の居住に適当でない区域（移転促進区域）内にある住居の集団的移転を促進。応急仮設住宅等の「仮の住まい」から恒久住宅で安心して安全で健やかに暮らすことができるよう、生活再建を支援するもの。

事業地区

災害危険区域（相馬市原釜、尾浜、磯部、蒲庭）

事業結果

防災集団移転促進事業を適正に進捗させるため、計4回の変更を含む事業計画を策定。平成26年5月より分譲を開始。

また、防災集団移転促進事業を実施するための住民意向調査や用地取得価格検討（不動産鑑定）、用地測量等を実施した。

【防集団地整備区画数・移転者数】

| 地区名 | 整備区画数 | 分譲数 | 移転者数 ^{※1} |
|-----|-------|-----|--------------------|
| 細田東 | 0 | - | 117 |
| 刈敷田 | 43 | 41 | 257 |
| 南ノ入 | 15 | 15 | 91 |
| 荒田 | 23 | 21 | 132 |
| 狐穴 | 10 | 8 | 38 |
| 鷺山 | 13 | 13 | 106 |
| その他 | 0 | 14 | 119 ^{※2} |
| 合計 | 104 | 112 | 860 |

※1 移転者数は宅地分譲地に建築・移転した人数と、公営住宅へ移転した人数を合計したもの

※2 その他は馬場野地区、明神前地区、南戸崎地区の既存公営住宅等への移転



刈敷田団地造成前(平成22年)



刈敷田団地造成後(平成30年)

事業の実績に関する評価

① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価

本事業による事業計画に基づき、集団移転先として集会施設を含む6地区の住宅団地を造成。令和3年3月時点において、防集事業で整備した6団地のほか、既存の公営住宅への移転を含め、合計で860名の被災者が分譲地に移転し、被災者の居住の安定化に寄与している。

被災者の方々が、仮設住宅等の仮住まいから集団移転先となる住宅団地を含めた恒久住宅を建築・入居したことで、本事業の目的を達成したと考えられる。

② コストに関する調査・分析・評価

本事業は、競争入札により事業発注をしており、コストは適切なものとする。

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

| | 当初想定した事業期間 | 実際に有した事業期間 |
|---------|-------------------------|------------------------|
| 事業計画策定等 | 平成 24 年 4 月～平成 28 年 3 月 | 平成 24 年 4 月～令和 3 年 3 月 |

本事業では、被災者の移転促進区域の移転促進区域買取の補助となる住民意向調査や用地取得価格検討（不動産鑑定）、用地測量等を実施した。当初は、買取等の受付期間は平成 28 年 3 月末を予定していたが、被災者の住宅再建意向の変化等により、住宅再建の状況確認・調査を複数回実施した。その結果、買取を希望する対象者が新たに現れたこと、また、相続手続き等により時間を要したことから、事業期間が延長となった。

【参考：令和 2 年 12 月時点希望者 移転促進区域買取：1 名】

上述の理由により事業全体としては時間を要したが、本事業計画により移転を進めたことで早期に被災者の恒久住宅への移転を促進できたこと、また、事業期間を延長したことにより、相続手続き等の課題のある土地についても用地買取を進めることができたことから、事業手法として妥当であったと考える。

事業担当部局

相馬市建設部都市整備課 電話番号：0244-37-2161

位置图



【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号 ◆D-23-2-1
 事業名 観光交流拠点整備事業

事業費総額 169,017千円（国費 135,213千円）
 （内訳：本工事費 153,222千円、測量設計費 15,795千円）

事業期間 平成25年度～平成26年度

事業目的
 津波により全壊した観光交流拠点と地域間コミュニティ活動の場となる施設（千客万来館）を整備し、東日本大震災により著しい被害を受けた観光産業の復興を図る。

事業地区
 相馬市中村字北町 55-1

事業結果
 観光交流拠点（千客万来館）を整備し、平成27年2月より供用開始。

【整備内容】

- ・ 構造：鉄骨造 2階建（千客万来館と中央公民館を併設）
- ・ 建築面積：940.74㎡（うち千客万来館：468.67㎡）



千客万来館（外観）



千客万来館（ホール）

事業の実績に関する評価

①事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価

本事業で整備をした千客万来館は、本市を訪れる方に観光資源や宿泊案内などの情報を提供する観光交流拠点であるとともに、地域間のコミュニティ活動の場として有効に利用されている。

当該施設を活用した取組が、観光産業の復興と被災者の生活再建に向けた大きな原動力となっており、本事業の目的を達成したと考えられる。

<年間利用者数>

| 年 度 | 利用者数 | 年 度 | 利用者数 |
|---------|---------|--------|---------|
| 平成26年度※ | 938人 | 平成30年度 | 10,407人 |
| 平成27年度 | 15,191人 | 令和元年度 | 11,069人 |
| 平成28年度 | 14,360人 | 令和2年度 | 6,207人 |
| 平成29年度 | 15,025人 | | |

※平成26年度の利用期間：平成27年2月15日～3月31日

②コストに関する調査・分析・評価

本事業は、福島県の積算基準に則り設計し、指名競争入札の最低価格を提示した業者と契約をしているため、コストは妥当なものとする。

③事業手法に関する調査・分析・評価

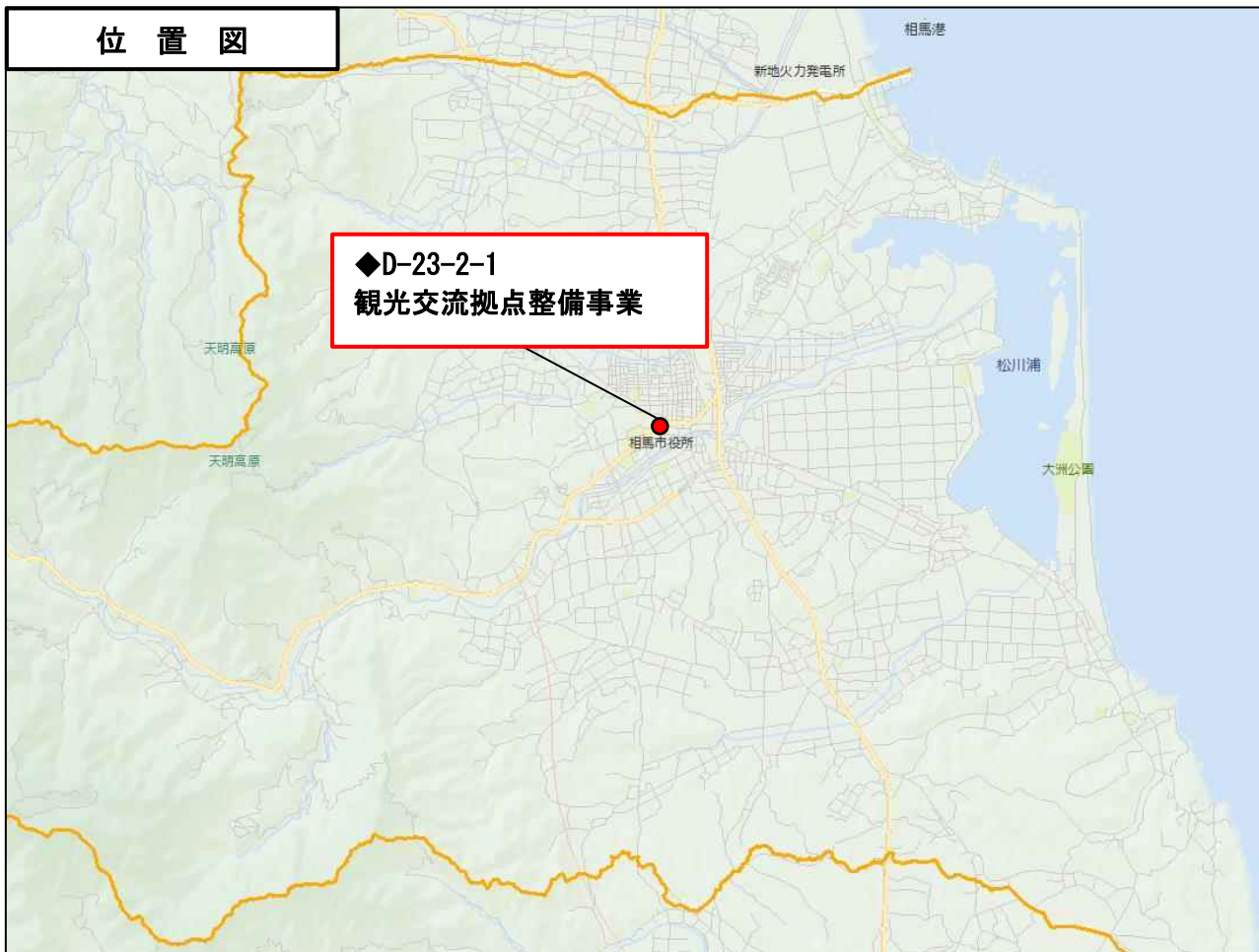
| | 当初想定した事業期間 | 実際に有した事業期間 |
|-------|--------------------------|-------------------------|
| 測量・設計 | 平成 25 年 8 月～平成 26 年 1 月 | 平成 25 年 8 月～平成 26 年 1 月 |
| 工 事 | 平成 26 年 2 月～平成 26 年 11 月 | 平成 26 年 4 月～平成 27 年 1 月 |

本施設整備予定地に、文化財に指定されている相馬中村城跡の中堀が存置されていることが判明したことから、建設予定地の一部変更により時間を要したものの、工事は遅滞なく進められており、事業手法として妥当なものと考えられる。

事業担当部局

相馬市産業部商工観光課 電話番号：0244-37-2134

位置図



【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号 ★F-2-1

事業名 市街地復興効果促進事業

事業費総額 3,249,005 千円（国費 2,599,202 千円）

（内訳：本工事費 2,715,825 千円、測量設計費 504,948 千円、用地費及補償費 28,232 千円）

事業期間 平成 24 年度～令和 2 年度

事業目的

東日本大震災からの早期復興を図るため、各基幹事業の効果促進事業を実施し、様々な復興への課題に対応する。

事業地区

相馬市

事業結果

★D23-3-2 地区防災拠点施設整備事業

・事業費総額 289,638 千円（国費 231,710 千円）

・東日本大震災による津波浸水区域に隣接したエリアに、沿岸住民をはじめとした周辺の港湾施設、工業団地、スポーツ施設等の利用者が避難できる場所として、復興交流支援センターを整備し、平成 26 年 9 月より供用開始。

【整備概要】

構造：木造平屋（地上 1 階建）

床面積：630.88 m²

機能：事務室、救護・保健室、備蓄室、自家発電室、シャワー室 ほか



復興交流支援センター



備蓄室

★D23-1-8 学校就学環境整備事業

・事業費総額 100,544 千円（国費 80,435 千円）

・被災者や復旧・復興工事用車両の一時的な駐車場として利用され、状態が悪化した 8 校（小学校 4 校、中学校 4 校）のグラウンド整備工事（総面積 A=34472.5 m²）を実施。

★D23-1-12 地域世代間コミュニティ交流施設整備事業

・事業費総額 152,900 千円（国費 122,320 千円）

・東日本大震災により、沿岸地域の地域コミュニティや世代間の交流が喪失したことから、新たな住宅団地に移転した被災者が、既存の住民らと共に世代間交流を行うことで、新たに地域コミュニティを形成するための施設（東部子ども公民館）を整備し、平成 27 年 10 月から供用開始。

【整備概要】

構造：木造平屋（地上1階建）

建築面積：361.89㎡

機能：遊戯室、放課後児童クラブ室、
図書室、子育てサロン室、
授乳室 ほか



東部こども公民館

★D23-3-7 被災地域コミュニティ施設整備事業

・事業費総額 119,181 千円（国費 95,344 千円）

・震災の風化を防止し、失われた原風景を後世へ伝承していくため、被災地域でのコミュニティ活動の拠点となる施設（相馬市伝承鎮魂祈念館）を整備し、平成27年4月から供用開始。

【整備概要】

構造：鉄骨造 階数：地上1階

建築面積：236.20㎡

機能：研修室、ホール、事務室 ほか



整備前



整備後

★D23-4-4 接続道路整備事業（磯部地区）

・事業費総額 283,785 千円（国費 227,028 千円）

・防集移転用地と水産業の集積区域である松川浦漁港（磯部地区）を接続する道路（市道東部481号線、市道東部496号線）の嵩上及び雨水排水のための側溝整備をするとともに、水産加工施設への搬入ルートとなる大洲松川線を新設し、平成30年5月から供用開始。

【整備概要】

市道東部481号線：L=153m

市道東部496号線：L=274m

大洲松川線：L=197m



整備前



整備後

★D23-6-2 尾浜地区跡地利用に係る支障物撤去等事業

- ・ 事業費総額 147,805 千円（国費 118,244 千円）
- ・ 復興交流広場としての跡地利用が決まった防災集団移転元地において、残存する建物基礎や道路舗装、下水道管等の地下埋設物等の支障物除去（污水排水の施設敷設替含む）及び整地を実施し、令和元年6月完了。

【整備概要】

整備範囲：6.85ha

★D23-6-3 尾浜地区復興交流広場整備事業

- ・ 事業費総額 812,294 千円（国費 649,835 千円）
- ・ 防災集団移転元地において、移転した住民と近隣の住民が集い、地域コミュニティを再生するための復興交流広場（尾浜こども公園）を整備し、令和2年10月に都市公園として供用開始。

【整備概要】

面積：6.77ha

公園の種別：地区公園



尾浜こども公園平面図



尾浜こども公園航空写真

★D23-6-4 地域交流支援施設（仮称）整備事業

- ・ 事業費総額 290,785 千円（国費 232,628 千円）
- ・ 防災集団移転元地に整備をした尾浜地区復興交流広場（尾浜こども公園）内において、津波被害をうけた「相馬市ポートセンター」の代替え施設となる交流支援施設（尾浜交流館）を整備し、令和2年10月に供用開始。

【整備概要】

構 造：鉄骨造平屋

建築面積：723 m²

床面積：540.0 m²

★D23-6-5 復興市民市場（仮称）整備事業

- ・ 事業費総額 381,779 千円（国費 305,423 千円）
- ・ 東日本大震災の津波により大規模な被害をうけた本市沿岸部の地域産業振興及び福島原子力発電所の事故による風評の払しょくを図るため、津波で流出した「水産物直売センター」の代替え施設となる復興市民市場を整備し、令和2年10月に供用開始。

【整備概要】

構 造：鉄骨造平屋

床面積：996 m²



整備前（震災直後）



整備後

事業の実績に関する評価

★D23-3-2 地区防災拠点施設整備事業

①事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価

本事業で整備した施設は、物資の運搬訓練や市内小中学校の防災学習、市民等の施設見学などを通じ、防災意識の高揚を図るとともに、周辺スポーツ施設の交流の場としても活用されており、有効な事業であったと考える。

<年間利用者数>

| 年 度 | 利用者数 | 年 度 | 利用者数 |
|-----------|----------|----------|----------|
| 平成 26 年度※ | 4,840 人 | 平成 30 年度 | 16,298 人 |
| 平成 27 年度 | 10,924 人 | 令和元年度 | 14,145 人 |
| 平成 28 年度 | 11,667 人 | 令和 2 年度 | 4,883 人 |
| 平成 29 年度 | 15,876 人 | | |

※平成 26 年度の利用期間：平成 26 年 9 月 15 日～平成 27 年 3 月 31 日

②コストに関する調査・分析・評価

本事業は、福島県の積算基準に則り設計し、指名競争入札の最低価格を提示した業者と契約をしているため、コストは妥当なものとする。

③事業手法に関する調査・分析・評価

| | 当初想定した事業期間 | 実際に有した事業期間 |
|-------|------------|-------------------|
| 測量・設計 | 平成 25 年度 | 平成 25 年度 |
| 工 事 | 平成 25 年度 | 平成 25 年度～平成 26 年度 |

本事業では、当初 1 年程度の事業期間を想定していたが、復興工事が各地で重なり労働者の確保に苦慮したことにより、当初の予定より事業期間延長となったものの、出来る限り工期短縮に努め半年の遅れで事業完了することができており、事業手法として妥当であったと考える。

★D23-1-8 学校就学環境整備事業

①事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価

本事業を実施した 8 校には令和 2 年度には計 2,090 名の児童・生徒が在籍している。グラウンドを整備したことにより、水溜りの解消や不陸が整正され、多くの児童・生徒たちの学習環境が向上しており、有効な事業であったと考える。

②コストに関する調査・分析・評価

本事業は、福島県の積算基準に則り設計し、指名競争入札の最低価格を提示した業者と契約をしているため、コストは妥当なものとする。

③事業手法に関する調査・分析・評価

| | 当初想定した事業期間 | 実際に有した事業期間 |
|---------|------------|-------------------|
| グラウンド整備 | 平成 25 年度 | 平成 25 年度～平成 26 年度 |

本事業は、学校の授業との調整や、復興工事が各地で重なり重機等の資材調達が困難であったことにより、当初の予定より事業期間延長となったものの、児童・生徒の授業への影響を最小限にしながら、出来る限り工期短縮に努めており、事業手法として妥当であったと考える。

★D23-1-12 地域世代間コミュニティ交流施設整備事業

①事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価

本事業を実施した8校には令和2年度には計2,090名の児童・生徒が在籍している。グラウンドを整備したことにより、水溜りの解消や不陸が整正され、多くの児童・生徒たちの学習環境が向上しており、有効な事業であったと考える。

<年間利用者数>

| 年 度 | 利用者数 | 年 度 | 利用者数 |
|---------|---------|--------|---------|
| 平成27年度※ | 4,155人 | 平成30年度 | 17,479人 |
| 平成28年度 | 12,800人 | 令和元年度 | 16,235人 |
| 平成29年度 | 16,472人 | 令和2年度 | 18,455人 |

※平成27年度の利用期間：平成27年10月21日～平成28年3月31日

②コストに関する調査・分析・評価

本事業は、福島県の積算基準に則り設計し、指名競争入札の最低価格を提示した業者と契約をしているため、コストは妥当なものとする。

③事業手法に関する調査・分析・評価

| | 当初想定した事業期間 | 実際に有した事業期間 |
|-------|------------|---------------|
| 測量・設計 | 平成26年度 | 平成26年度 |
| 工 事 | 平成26年度 | 平成26年度～平成27年度 |

本事業は、復興工事が各地で重なり労働力の確保や資材調達が困難であったため、当初の予定より事業期間延長となったものの、できる限りの工期短縮に努めており、利用等には問題がなかったことから、事業手法として妥当であったと考える。

★D23-3-7 被災地域コミュニティ施設整備事業

①事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価

本事業で整備をした伝承鎮魂祈念館は、子どもや観光客を対象とした復興視察ツアーや語り部講話等で利用され、被災者と震災を知らない方々が交流する場となっている。被災者や遺族の心の拠り所となっているほか、防災意識の啓もうにも活用されており、有効な事業であったと考える。

<年間利用者数>

| 年 度 | 利用者数 | 年 度 | 利用者数 |
|--------|---------|--------|---------|
| 平成27年度 | 27,617人 | 平成30年度 | 29,325人 |
| 平成28年度 | 33,903人 | 令和元年度 | 21,476人 |
| 平成29年度 | 26,028人 | 令和2年度 | 8,584人 |

②コストに関する調査・分析・評価

本事業は、福島県の積算基準に則り設計し、指名競争入札の最低価格を提示した業者と契約をしているため、コストは妥当なものとする。

③事業手法に関する調査・分析・評価

| | 当初想定した事業期間 | 実際に有した事業期間 |
|--------------|------------|------------|
| 本体工事 外構工事 | 平成26年度 | 平成26年度 |

本事業は、復興工事が各地で重なり労働者の確保に苦慮したことにより、外構工事を当初予定より2週間延長することとなったものの、予定した年度内に工事終了することができ、利用等には問題がなかったことから、事業手法として妥当であったと考える。

★D23-4-4 接続道路整備事業（磯部地区）

①事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価

本事業により、水産業の集積区域である松川浦漁港（磯部地区）と、防災集団移転先である磯部山信田地区住宅団地（災害公営住宅56戸、宅地13区画）を接続する道路を整備したことで、松川浦漁港を利用する地域住民の生活の利便性の向上及び災害時の安全確保に寄与している。

②コストに関する調査・分析・評価

本事業は、指名競争入札により事業発注している。また、再生材や現場発生材を有効活用して実施しており、コストは適切なものとする。

③事業手法に関する調査・分析・評価

| | 当初想定した事業期間 | 実際に有した事業期間 |
|-------|---------------|---------------|
| 測量・設計 | 平成27年度 | 平成27年度～平成28年度 |
| 用地買収 | 平成27年度 | 平成28年度～平成29年度 |
| 工 事 | 平成28年度～平成29年度 | 平成28年度～平成29年度 |

当時は復興工事が各地で重なり、労働者確保や他工事との工程調整に時間を要したが、全体的なスケジュールを見直し、円滑な事業進捗を図ったことにより、類似事業と同程度の工程とすることができ、利用等には問題がなかったことから、事業手法は適切であったと評価できる。

★D23-6-2 尾浜地区跡地利用に係る支障物撤去等事業

①事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価

本事業により支障物の除去及び整地を行った事業地では、★D-23-3 尾浜地区復興交流広場整備が実施されたことにより多くの人々が訪れている。（★D-23-3 事業の実績参照。）地域経済産業の活性化及び被災した市街地の復興等を推進に大いに寄与しており、本事業の目的を達したと考えられる。

②コストに関する調査・分析・評価

本事業は、福島県の積算基準に則り設計し、指名競争入札の最低価格を提示した業者と契約をしているため、コストは妥当なものとする。

③事業手法に関する調査・分析・評価

| | 当初想定した事業期間 | 実際に有した事業期間 |
|-------|-------------------|-----------------|
| 支障物撤去 | 平成29年11月～平成30年11月 | 平成29年11月～令和元年6月 |

本事業では、当初1年程度の事業期間を想定していたが、掘削をしたところ予想外の瓦礫がでてきたこと、また、悪天候が続いたことにより工期が延長となったが、これらは不測の要因によるものであり、利用等にも問題がなかったことから、事業手法としては妥当であったと考える。

★D23-6-3 尾浜地区復興交流広場整備事業

①事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価

本事業で整備をした尾浜こども公園は、防災集団移転事業の移転者を含む地域住民を中心とした団体により管理をしており、地元から移転をした被災者が訪れやすい環境となるよう工夫している。本施設は防災集団移転元地を活用し、被災者と地元住民の地域コミュニティ再生に寄与しており、基幹事業に関連している。

また、市内外から多くの方が訪れる新たな復興の姿を市内外に発信する施設となっており、有効な事業であったと考える。

<年間利用者数>

| 年 度 | 利用者数 |
|-------|---------|
| 令和2年度 | 42,240人 |

※令和2年度の利用期間：令和2年10月16日～令和3年3月31日

②コストに関する調査・分析・評価

本事業は、福島県の積算基準に則り設計し、指名競争入札の最低価格を提示した業者と契約をしているため、コストは妥当なものとする。

③事業手法に関する調査・分析・評価

| | 当初想定した事業期間 | 実際に有した事業期間 |
|-----|-----------------|------------------|
| 工 事 | 平成30年10月～令和元年8月 | 平成30年11月～令和2年10月 |

本事業は、★D23-6-2 尾浜地区跡地利用に係る支障物撤去等事業による支障物撤去工事の工期が延長となったことに加え、令和元年東日本台風による市内災害復旧対応のために工事を一時中止したことから工期が延長となったが、これらは不測の要因によるものであり、利用等にも問題がなかったことから、事業手法としては妥当であったと考える。

★D23-6-4 地域交流支援施設（仮称）整備事業

①事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価

本事業で整備をした尾浜交流館は、防災集団移転事業の移転者を含む地域住民を中心とした団体により管理をしており、地元から移転をした被災者が訪れやすい環境となるよう工夫している。本施設は防災集団移転元地を活用し、被災者と地元住民が集うことで地域コミュニティ再生に寄与しており、基幹事業に関連している。

また、市内外から多くの方が訪れる新たな復興の姿を市内外に発信する施設となっており、有効な事業であったと考える。

<年間利用者数>

| 年 度 | 利用者数 |
|-------|---------|
| 令和2年度 | 24,600人 |

※令和2年度の利用期間：

令和2年10月16日
～令和3年3月31日

②コストに関する調査・分析・評価

本事業は、福島県の積算基準に則り設計し、指名競争入札の最低価格を提示した業者と契約をしているため、コストは妥当なものとする。

③事業手法に関する調査・分析・評価

| | 当初想定した事業期間 | 実際に有した事業期間 |
|-------|------------------|-----------------|
| 測量・設計 | 平成30年12月～平成31年5月 | 平成30年12月～令和元年7月 |
| 工 事 | 令和元年6月～令和2年3月 | 令和元年10月～令和2年10月 |

本事業は並行して実施した★D23-6-3 尾浜地区復興交流広場整備事業が、令和元年東日本台風による市内災害復旧対応のため工期を延長したため、本工事が現場に着手できなかったこと、また、新型コロナウイルス感染拡大により資材の遅れにより期間を要したため工期が延長となったが、これらは不測の要因によるものであり、利用等にも問題がなかったことから、事業手法としては妥当であったと考える。

★D23-6-5 復興市民市場（仮称）整備事業

①事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価

本事業で整備をした復興市民市場は、防災集団移転跡地に隣接し、近隣の高台には南ノ入地区住宅団地や荒田地区住宅団地などの防災集合住宅団地が整備されている。防災集合住宅団地の住民は漁業関係者が多く、本施設を整備することにより、相馬産物の販路を切り開き、風評払拭を図ることで、防災集合住宅団地の住民を含む被災者の生業の再建につながっている。

また、本施設により観光業を再生し、交流促進を図ることで、防災集合住宅団地のある土地全体の活性化を促進していることから、基幹事業と関連している。

また、市内外から多くの方が訪れる新たな復興の姿を市内外に発信する施設となっており、有効な事業であったと考える。

<年間利用者数>

| 年 度 | 利用者数 |
|-------|----------|
| 令和2年度 | 105,128人 |

※令和2年度の利用期間：令和2年10月16日～令和3年3月31日

②コストに関する調査・分析・評価

本事業は、福島県の積算基準に則り設計し、指名競争入札の最低価格を提示した業者と契約をしているため、コストは妥当なものとする。

③事業手法に関する調査・分析・評価

| | 当初想定した事業期間 | 実際に有した事業期間 |
|-------|----------------|-----------------|
| 測量・設計 | 平成31年4月～令和元年7月 | 平成31年4月～令和元年6月 |
| 工 事 | 令和元年8月～令和2年6月 | 令和元年12月～令和2年10月 |

本事業は、設計後に工事費を申請するにあたり、工事費申請額を最低限の物とするための整理・見直し、及び復興庁への申請内容調整に時間を要したため当初の想定より工事着工が遅れることとなったが、実際の工事等は当初想定と同期間で完了しており、事業手法としては妥当であったと考える。

事業担当部局

★F-2-1 市街地復興効果促進事業 全般

相馬市企画政策部企画政策課 電話番号：0244-37-2614

★D23-3-2 地区防災拠点施設整備事業

相馬市総務部地域防災対策室 電話番号：0244-37-2121

★D23-1-8 学校就学環境整備事業

相馬市教育部総務課 電話番号：0244-37-2188

★D23-1-12 地域世代間コミュニティ交流施設整備事業

相馬市保健福祉部社会福祉課 電話番号：0244-37-2204

★D23-3-7 被災地域コミュニティ施設整備事業

相馬市企画政策部企画政策課 電話番号：0244-37-2614

★D23-4-4 接続道路整備事業（磯部地区）

相馬市建設部土木課 電話番号：0244-37-2158

★D23-6-2 尾浜地区跡地利用に係る支障物撤去等事業

★D23-6-3 尾浜地区復興交流広場整備事業

★D23-6-4 地域交流支援施設（仮称）整備事業

相馬市建設部都市整備課 電話番号：0244-37-2159

★D23-6-5 復興市民市場（仮称）整備事業

相馬市産業部農林水産課 電話番号：0244-37-2152

位置図

★D23-3-2
地区防災拠点施設整備事業

★D23-1-8
学校就学環境整備事業

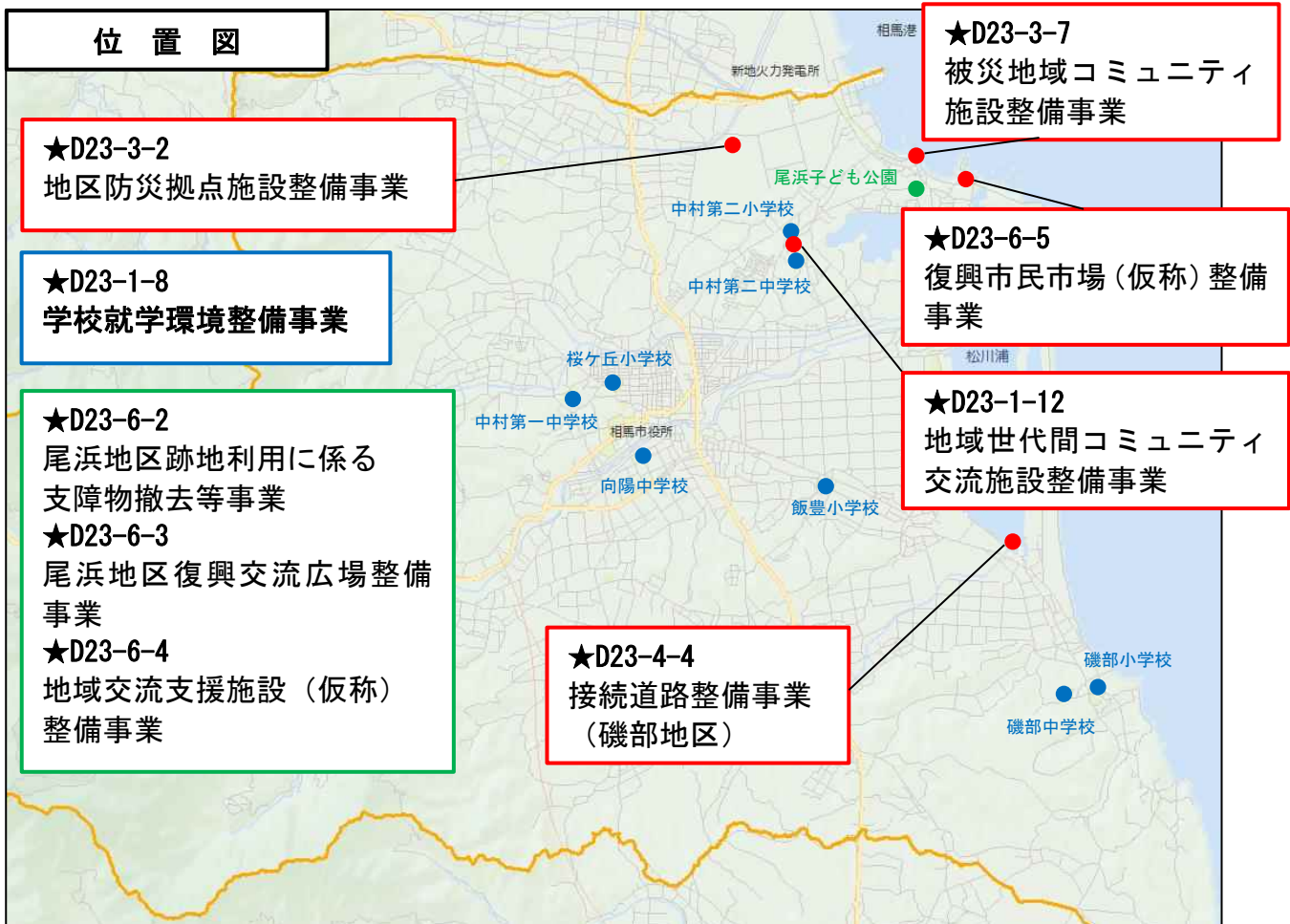
★D23-6-2
尾浜地区跡地利用に係る
支障物撤去等事業
★D23-6-3
尾浜地区復興交流広場整備
事業
★D23-6-4
地域交流支援施設（仮称）
整備事業

★D23-4-4
接続道路整備事業
（磯部地区）

★D23-3-7
被災地域コミュニティ
施設整備事業

★D23-6-5
復興市民市場（仮称）整備
事業

★D23-1-12
地域世代間コミュニティ
交流施設整備事業



【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

| | |
|-------------|--|
| 事業番号 | ★F-4-1-1 |
| 事業名 | 市街地復興効果促進事業（県分） |
| 事業費 総額 | 514,906 千円（国費：411,924 千円） |
| | 内訳：調査設計費 405,781 千円 本工事費 109,125 千円 |
| 事業期間 | 平成25年度～令和2年度 |
| 事業目的 | 東日本大震災により、甚大な被害を受けた相馬市の復興事業と一体となって効果を促進させるため必要となる様々なソフト対策を実施するものである。 |
| 事業結果 | <p>復興事業の効果促進を目的とした業務を実施し、主な事業については以下のとおり。</p> <p>★D23-1-4 東日本大震災復興記録保存事業</p> <p>今後近い将来発生が予測されている大規模災害への備えとしての参考資料となることや技術・ノウハウの後世への伝承を目的として、通常とは異なるプロセスを経て進められている復興事業の取組を冊子や映像記録として取りまとめた。</p> <p>★D23-3-3 用地取得支援コーディネート事業</p> <p>復興事業に必要な事業用地について、各事業の相続や抵当権等の取得困難案件の用地取得を外部委託により一体的に支援し、速やかな工事着手により、事業効果の早期発現につなげた。</p> <p>★D23-3-5 ★D23-3-6 ★D23-3-8 ★D23-3-10 工事統括マネジメント事業</p> <p>公設土取場の現場内調整や関係機関や地元との協議・調整を行うとともに、跡地処理工事実施に伴う発注や、工事監理、土取場関連業務CM等を実施した。</p> |
| 事業の実績に関する評価 | <p>① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価</p> <p>★D23-1-4 東日本大震災復興記録保存事業</p> <p>基幹事業である防災集団移転促進事業等の実施に当たり、本事業において復興事業の記録映像撮影や復興に関する記録収集を行い、収集した資料により作成した動画やパンフレットを用いた復興情報を提供することで、復興の進んだまちへの帰還を促進した。また、多重防御による復興まちづくりなど、震災からの復旧を通して得られた技術・ノウハウを散逸させずに後世へ伝承することに寄与した。</p> <p>★D23-3-3 用地取得支援コーディネート事業</p> <p>基幹事業である防災集団移転促進事業の実施に当たり、相続調査や抵当権解除等が必要な複数事業の用地取得を本事業において一体的に実施したことで、用地取得を促進した。また、用地取得が早期に完了したことで、事業効果の早期発現に寄与した。</p> <p>★D23-3-5 ★D23-3-6 ★D23-3-8 ★D23-3-10 工事統括マネジメント事業</p> <p>基幹事業である防災集団移転促進事業の実施に当たり、復旧・復興事業で大量の盛</p> |

土材が必要な箇所との工事間流用や津波堆積物活用等と併せ、本事業において公設土取場を開設した。また、工事箇所への盛土材の安定供給ができたことで、事業効果の早期発現に寄与した。

② コストに関する調査・分析・評価

業者選定にあたっては、複数者による指名競争入札によって事業者を決定しており、事業費・コストは妥当であったと評価できる。

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

| 事業番号 | 想定した事業期間 | 実際に事業に要した事業期間 | 備考 |
|---|--|--|----|
| ★D23-1-4 東日本大震災復興記録保存事業 | ★D23-1-4 平成27年4月～平成28年3月 | ★D23-1-4 平成27年12月～平成29年3月 | |
| ★D23-3-3 用地取得支援コーディネート事業 | ★D23-3-3 平成26年4月～平成27年3月 | ★D23-3-3 平成26年4月～平成29年3月 | |
| ★D23-3-5 ★D23-3-6 ★D23-3-8 ★D23-3-10 工事統括マネジメント事業 | ★D23-3-5 平成27年4月～平成28年3月 ★D23-3-6 平成28年4月～平成29年3月 ★D23-3-8 平成29年4月～平成30年3月 ★D23-3-10 平成30年4月～令和2年3月 | ★D23-3-5 平成27年4月～平成28年3月 ★D23-3-6 平成28年4月～平成29年3月 ★D23-3-8 平成29年4月～平成30年3月 ★D23-3-10 平成30年4月～令和2年3月 | |

上記事業は、関係機関等との調整に時間を要したため遅延したが、進捗確認・情報共有を頻繁に実施した結果、その後の事業への影響は無かったため、各事業手法に問題はなかった。

事業担当部局

福島県土木部まちづくり推進課 電話番号：024-521-7510